

**全事業者に影響あり!**

新旧税率の判断、軽減税率や10%への対応、経理事務等実務上の対応は間違いなく出来ていますか?

今後の決算に向けての  
検証・注意すべき点

# 消費税軽減税率導入後の 実務対策セミナー

とうとう始まりました!  
軽減税率制度8%  
消費税増税により10%

令和元年10月1日消費税率が現行の8%から10%に引き上げ開始。また、今回の消費税率引き上げは前回の5%から8%の時と違い、軽減税率制度も併せて導入されます。本制度の実施は、経理処理等の事務作業の負担増加や軽減対象品目を取り扱う事業者だけでなく、飲食料品等を取り扱わない事業者や免税事業者を含め全事業者の方々が対象となります。本セミナーでは、自社への経営の影響を確認し、必要な対策について計画的に準備いただくために、消費税軽減税率制度の内容、変更となる事務処理、支援施策等についてわかりやすく解説致します。

開催日時 令和元年**11月27日(水)**  
14:00~16:00

会場 **黒石市産業会館4階 大会議室**  
(黒石市大字市ノ町5-2)  
※駐車場は黒石市役所をご利用ください。

定員 **30名(先着順)**  
※定員になり次第、締め切らせていただきます。

受講料 **無料(会員・非会員問わず)**

## 《内容》

- ◇軽減税率制度の概要と対象となる事業者、対象品目、価格表示
- ◇新旧税率の判断、9~10月をまたぐときは?
- ◇全事業者に影響あり  
~軽減税率対象品(食料品・飲食物)を購入した時は
- ◇変更となる事務作業  
(帳簿・請求書等の記載方法、税額計算等)
- ◇令和5年10月から始まるインボイス方式とは
- ◇質疑応答

## 講師プロフィール

おの でら つよし  
**小野寺 剛**



小野寺税理士社会保険労務士事務所  
経済産業省経営革新等認定支援機関  
株小野寺会計事務所 代表取締役  
個人情報保護コンサルタント  
NPO法人コーディネーター

1959年生、青森市出身。青森高校・法政大学卒。地域中小企業の要望を一ヶ所でかなえるためのワンストップオフィスサービスを展開している会計事務所(従業員20名)の代表。

税務会計や社会保険のサービスにとどまらず、顧客に助成金の利用やリスク対策、個人情報保護コンサルなどの提案型サービスを実施。消費税率が8%になった時には、経済産業省「経営革新等認定支援機関事務所」として、消費税の転嫁対策の講演や指導を行った。

## ■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、FAXにてお申し込みください。  
お問合せ先は TEL:0172-53-6625

**主催** 黒石商工会議所

**共催** (公社)黒石法人会・黒石青色申告会

## 11/27(水)「消費税軽減税率導入後の実務対策セミナー」受講申込書

(公社)黒石法人会 行 FAX:0172-53-6625

申込日(令和元年 月 日)

事業所	TEL	( ) -
	FAX	( ) -
住所		
参加者名	参加者名	

お申込みいただいた皆様の情報は、当会の事業の詳細案内や事業の遂行など、当会活動のためにのみ利用させていただきます。